

令和4年度財務省調達改善計画

令和4年3月31日
財務省

1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

(1) 調達の現状分析

① 契約種別に関する分析

令和2年度の調達の契約種別は、表1のようになっており、契約件数は6,657件、契約金額は3,123億円である。そのうち、競争性のある契約は5,640件（全契約に占める割合85%）、競争性のない随意契約は1,017件（同15%）となっている。

これまで、競争性のない随意契約については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）通達に基づき、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由等の審査及び決裁を行うことによる内部牽制を有効に機能させることにより、競争性のある契約へ移行してきたところである。

この結果、競争性のない随意契約の全契約に占める割合は、平成18年度の件数ベースで35%、金額ベースで54%から、令和2年度の件数ベースで15%、金額ベースで14%となっており、競争性のある契約への移行が進んでいる。

表1 令和2年度財務省における調達の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	3,689	55%	2,174	70%
	企画競争による随意契約	32	0%	6	0%
	公募による随意契約	1,633	25%	138	4%
	不落・不調による随意契約	286	4%	354	11%
	小計	5,640	85%	2,672	86%
競争性のない随意契約		1,017	15%	451	14%
合計		6,657	100%	3,123	100%

(注1) 令和2年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

② 応札状況に関する分析

令和2年度の調達の応札状況は、表2のようになっており、競争性のある契約（公募による随意契約を除く。）に占める一者応札の割合は、件数ベースで27%、金額ベースで72%となっている。

これまで、一者応札の解消に向けた取組として、入札不参加者へのアンケート調査やヒアリング等を通じて一者応札の原因分析等を行い、それを踏まえて競争参加

資格や仕様書の見直し、公告期間の延長拡大、業務等準備期間の確保及び入札情報提供の場の拡大等を実施してきたところである。

こうした取組により、競争性のある契約に占める一者応札の割合は件数ベースで平成20年度の29%から平成24年度の17%と減少傾向にあったが、その後はやや増加し、令和2年度は27%となった。

また、情報システムの調達における一者応札の占める割合は、全体と比べて高く、令和2年度において件数ベースで65%、金額ベースで88%となっている。

表2 令和2年度財務省における調達の応札状況

(単位：件、億円)

	1者		うち情報システム		2者以上		合計		うち情報システム	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	919	1,501	112	1,329	2,770	674	3,689	2,174	181	1,542
割合	25%	69%	62%	86%	75%	31%	100%	100%	100%	100%
企画競争による随意契約	3	4	-	-	29	2	32	6	-	-
割合	9%	69%	-	-	91%	31%	100%	100%	-	-
不落・不調による随意契約	145	314	29	277	141	40	286	354	35	285
割合	51%	89%	83%	97%	49%	11%	100%	100%	100%	100%
小計	1,067	1,819	141	1,606	2,940	715	4,007	2,534	216	1,827
割合	27%	72%	65%	88%	73%	28%	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約	277	102	13	56	-	-	277	102	13	56
割合	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%	100%	100%
合計	1,344	1,921	154	1,662	2,940	715	4,284	2,636	229	1,883
割合	31%	73%	67%	88%	69%	27%	100%	100%	100%	100%

(注1) 令和2年度の「契約に関する統計」に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 1者には、応札者が0者の場合を含む。

(注4) 「不落・不調による随意契約」は、入札時の応札者数により記載。

(注5) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、諸条件を明らかにしたうえで公募をおこなうもの及び一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす全ての者と契約するものは「公募による随意契約」の欄から除く。

③ 調達経費の内訳に関する分析

令和2年度における調達経費の内訳は、表3のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が62%と最も大きく、また、金額ベースでは情報システムの占める割合が62%と最も大きい。

表3 令和2年度財務省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	34	9	473	125	507	135
	割合 (A/K)	4%	0%	8%	11%	8%	4%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	2	0	140	5	142	5
	割合 (B/K)	0%	0%	2%	0%	2%	0%
	小計	36	9	613	131	649	140
物 品 役 務 等	情報システム (C)	172	1,630	75	293	247	1,923
	割合 (C/K)	20%	80%	1%	27%	4%	62%
	電力 (D)	9	2	66	23	75	25
	割合 (D/K)	1%	0%	1%	2%	1%	1%
	ガス (E)	4	0	55	4	59	4
	割合 (E/K)	0%	0%	1%	0%	1%	0%
	調査研究 (F)	11	10	-	-	11	10
	割合 (F/K)	1%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入 (G)	118	29	602	95	720	124
	割合 (G/K)	14%	1%	10%	9%	11%	4%
	物品等製造 (H)	141	211	104	12	245	223
	割合 (H/K)	17%	10%	2%	1%	4%	7%
	物品等賃借 (I)	32	34	520	97	552	131
	割合 (I/K)	4%	2%	9%	9%	8%	4%
	役務 (J)	322	106	3,777	439	4,099	544
割合 (J/K)	38%	5%	65%	40%	62%	17%	
小計	809	2,021	5,199	962	6,008	2,983	
合計 (K)	845	2,031	5,812	1,092	6,657	3,123	
		13%	65%	87%	35%		

(注1) 令和2年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システムとは、「コンピューター製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」（平成7年3月27日蔵計第621号）における「コンピューター製品及びサービス並びに電気通信機器及びサービス」である。

(注4) 調査研究とは、「行政の透明性向上のため予算執行等の在り方について」（平成25年6月28日閣議決定）に基づき、予算執行等に係る情報の公表を行っている「委託調査費」である。

(注5) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁／全体」及び「地方支分部局／全体」の割合をそれぞれ記載している。

④ 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳に関する分析

令和2年度における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は、表4のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が57%と最も大きく、また、金額ベースでは情報システムの占める割合が89%と最も大きい。

表4 令和2年度財務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	8	1	66	6	74	7
	割合 (A/K)	4%	0%	9%	2%	8%	0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	1	0	20	1	21	1
	割合 (B/K)	1%	0%	3%	0%	2%	0%
	小計	9	1	86	7	95	8
物 品 役 務 等	情報システム (C)	80	1,101	32	228	112	1,329
	割合 (C/K)	44%	97%	4%	62%	12%	89%
	電力 (D)	2	0	11	7	13	7
	割合 (D/K)	1%	0%	1%	2%	1%	0%
	ガス (E)	1	0	3	0	4	0
	割合 (E/K)	1%	0%	0%	0%	0%	0%
	調査研究 (F)	2	0	-	-	2	0
	割合 (F/K)	1%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入 (G)	20	5	97	40	117	45
	割合 (G/K)	11%	0%	13%	11%	13%	3%
	物品等製造 (H)	6	0	5	0	11	1
	割合 (H/K)	3%	0%	1%	0%	1%	0%
	物品等賃借 (I)	9	3	30	23	39	26
	割合 (I/K)	5%	0%	4%	6%	4%	2%
	役務 (J)	52	20	474	64	526	85
割合 (J/K)	29%	2%	64%	17%	57%	6%	
小計	172	1,130	652	363	824	1,493	
合計 (K)	181	1,130	738	370	919	1,501	
		20%	75%	80%	25%		

(注1) 令和2年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表中の内訳区分は表3の内訳区分と同様。

(注4) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁／全体」及び「地方支分部局／全体」の割合をそれぞれ記載している。

(2) 重点的な取組及び共通的な取組
別紙1のとおり。

(3) その他の取組
別紙2のとおり。

2 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する際のポイント等を盛り込む。

調達改善計画に関する取組状況等については、財務省のホームページにおいて公表するものとする。

3 推進体制等

（1）推進体制

「財務省調達改善推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

統括責任者	：大臣官房長		
統括責任者代理	：大臣官房審議官		
メンバー	：大臣官房会計課長	大臣官房地方課長	
	関税局総務課長	理財局国債企画課長	
	国税庁長官官房会計課長		

また、推進チームの下に実務作業を担う担当職員で構成される調達改善推進グループ（以下「推進グループ」という。）を置く。推進グループは計画の推進に係る実務を担うこととし、推進グループの事務局は大臣官房会計課に置く。

（2）外部有識者の活用

取組の推進に当たっては財務省行政事業レビュー外部有識者会合の外部有識者の意見を活用するものとする。

（3）内部監査の活用

財務省においては、全ての部局について毎会計年度、大臣官房会計課監査室の職員がオンサイトで重点監査項目等に基づいて会計監査を実施しているところであり、調達改善計画に盛り込んだ各般の取組内容等についても、会計監査における重点監査項目とすることとし、効率的・効果的な審査体制を活用して取組を検証することとする。

4 調達情報の開示

財務省の調達情報については、財務省ホームページに下記の情報を開示しているところである。今後、閲覧者の利便性の向上を図るなど調達情報に関する開示の充実に取り組んでいくこととする。

- ・競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・競争入札案件情報、落札等情報
- ・企画競争情報、公募情報
- ・工事、物品・役務等の発注見通し
- ・委託調査費、タクシー代の支出状況
- ・公益法人等への支出状況

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		地方支分部局における共同調達の推進に向けた主導的な環境整備	・財務局が共同調達の推進に向け、近隣官署とのネットワークの拡大等を目指し、連絡会等を積極的に開催する。	参加官署が享受するスケールメリットによるコスト削減及び調達手続の一本化等による業務効率化を図るため、府省庁の垣根を超えた共同調達を推進する必要があるため。	A+	H28	共同調達参加官署における連絡会等を全財務局で開催するとともに、参加官署の拡大を図る。	R5年3月
					A	H30	連絡会等では、電力の共同調達実施に向けた検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとする。	R5年3月
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約毎に、 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間事業者からの意見等の収集、反映 (入札不参加者へのアンケート調査、同業他者への事前ヒアリング、意見招請手続等で把握した意見等を活用した、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信 (十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書等の開示等) 等について、事前に審査する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覧を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。 ・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。 <p>【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。 ・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。 ・システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を引き続き実施する。 		A+	—	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	R5年3月
					A+	H31		R5年3月
					A+	H30		R5年3月
					A+	H24	適切な予定価格の積算を行う。	R5年3月
					A+	H27	参考見積の評価や予定価格の積算方法等について契約担当職員等の知識向上を図る。	R5年3月
					A+	—	情報システムの目的・用途と仕様書の整合性を確保し、調達仕様書の適正化を図る。	R5年3月
	○	調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を財務省HP等を活用し推進する。		A	R4	一般競争入札における電子調達システム(GEPS)を利用した電子入札や電子契約の利用促進を図る。	R5年3月
	○	電力調達、ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月からの電力小売全面自由化及び平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえて、複数事業者による電力供給又はガス供給が可能となった庁舎等については、一般競争入札を実施し、少額随意契約による場合であっても複数事業者から見積書の徴取等を行う。 ・既に一般競争を実施している調達について、庁舎の特性や地域における供給事情等を考慮した上で、更なる競争性向上・コスト削減が図られる場合には、共同調達・一括調達を実施する。 ・競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意しつつ、「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に基づき、再生可能エネルギーの電力の調達に向けた取り組みを推進する。 		A	H28 (電力) H29 (ガス)	一般競争入札や見積合わせ、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約に纏めた電力調達の実施等により、競争性を高めるとともに、調達コストの削減を目指す。	R5年3月
				A+	R2			
				A	R3			

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約の更なる改善 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施する。 また、予定価格が100万円以下の案件についても、事務コストを勘案した上でオープンカウンタ方式等を実施する。 ・ インターネットによる少額物品の購入 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達の拡大を図る。 ・ 共同調達又は一括調達の実施 コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務負担軽減等を考慮し、共同調達又は一括調達の実施を推進する。 実施に当たっては、競争性や経済性に配慮しつつ、対象品目の拡大や仕様の見直しを検討する。 	継続
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。 なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	継続